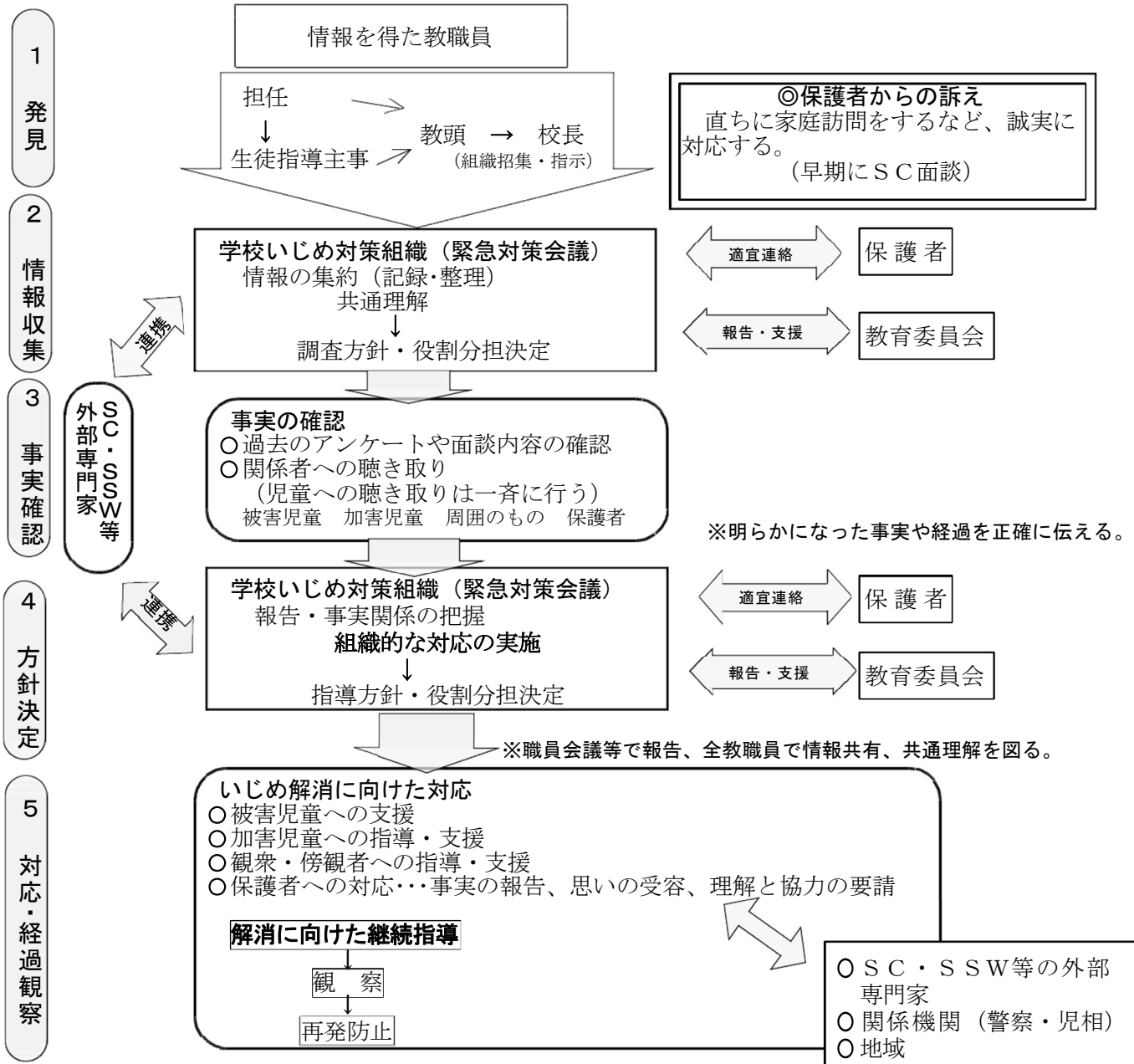


(5) いじめへの対応プロセス（組織的対応の流れ）



3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭による「いじめ防止対策委員会」を設置する。全教職員による「いじめ防止サポート会議」を開催する。

(1) 「いじめ防止対策委員会」

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況を確認し、有効な対策を検討する。
- ・学校におけるいじめに関する相談や通報に対応する。
- ・重大な事案が発生した場合は、教育委員会に報告するとともに、関係機関（教育総合センター、児童相談所、警察署等）と連携して対応する。
- ・教師の指導力や学校の対応力向上のための研修を実施する。
- ・児童・保護者・地域に対する情報発信と意識啓発を行う。

(2) 「いじめ防止サポート会議」

- ・日頃の観察やアンケート、Q-Uの結果を基に、気にかかる児童の現状について記録を積み重ねるとともに情報を共有し、指導方針を明確にして、全教職員で見守りや支援に努める。